

学校生活の約束について

いつも見えるところに掲示しておいてください。



1 服装等

(1) 標準服

- ① 上着 (紺色無地 イートン〔襟無し〕W型)
- ② ズボン (男子：紺色無地 半ズボン)
- ③ スカート (女子：紺色無地 つりスカート型)
寒季(寒さの厳しい時期)に半ズボン、スカートでは寒い場合は男女ともに長ズボンを着用してもよい。

※デザイン、柄等の判断基準は、「制服の半ズボンの替わりとして着用するということ」を原則としたもの。但し、下記の条件を満たすこと。

○紺の半ズボンに準じて、**原則として紺色や黒色の無地のズボン→着用可。**

×こすれる音のするスポーツ向きのズボン〔具体的には、ナイロン製などの物〕やジーンズ、運動用ジャージ→着用不可

④ 防寒着の着用について

マフラーを着用する時は安全面に配慮し、短いものを着用

コートの着用は可能

但し、下記の条件を満たすこと。

※華美なものは着用しない。単色が望ましい。

※周りの音が聞こえなくなるので、フードはかぶらない。

同じ理由から、耳当ては使用しない

ベストやセーターの着用は可能

但し、下記の条件を満たすこと。

○グレーや紺、白を基調としたもの。標準服上着の下に着ること。

×ベストやセーターで登下校しない。

×すそを上着の外に出すような着方はしない。

⑤ シャツ (男子：白色無地 開襟またはワイシャツ・ポロシャツ)

(女子：白色無地 丸襟ブラウス型・ポロシャツ)

×シャツ出しは禁止。

⑥ 靴下 (白色、紺色や黒色等で無地のソックス：飾りはワンポイント程度)

⑦ 帽子 (男子：黄色 野球帽型) (女子：黄色 登山帽型)

(2) 頭髪

① 髪型

男子：清潔で短めの髪型

女子：長い髪は編むかしばる。

(髪どめは黒、紺、茶系統で華美でなく、髪をとめることを目的として使用。)

共通：・前髪は目にかからないようにする。

・着色、脱色、目立ったツブロック等の一般に認められていない

(学生としてふさわしくない) 頭髪は認めない。

(3) 体育時

① ジャージ (グリーン色 クリーム色の襟 白色の一本ライン)

② 短パン (紺色)

③ 半袖 (白色 丸首型 襟と袖に紺のふちどり)

*半袖シャツは、短パンやジャージの中に入れる。

④ 帽子 (紅白帽)

⑤ 水着 (紺色 規定のスクール水着)

(4) 靴

① 上靴 (白色 バレエシューズ型 緑色のライン)

*体育館シューズも兼用する。かかをつぶしてはかない。

② 下靴 (白色を基調)

*体育時も兼用。かかをつぶしてはかない。

(5) 作業時

① 作業着 (色や形は自由。手製でよい。)

*頭部は紅白帽子を使用する。

(6) 休み時間

① 紅白帽子をかぶる。

(7) 給食時

① 白衣 (白色 手製でよい)

② 帽子 (白色 ゴム入りかぶり型)

③ 手拭き (色は自由 毎日清潔なものに交換する)

④ マスク (白色)

⑤ テーブルクロス (色は自由 布またはビニール製)

⑥ 歯ブラシ、コップ (自由)

(8) 雨具

① 傘 (黄色)

② 置き傘 (同上 緑色のテープをはる)

・黄色の折りたたみ傘を使用してもよい。



- ・記名をきちんとする。学校には何本も置かない。

2 胸章の取り扱いや記名について

- (1) 帽子には帽章を付ける。
- (2) 標準服（上着を着用しない時期はワイシャツ，ブラウス，ポロシャツ）には胸章を付ける。
 - * 2～5年生：胸章は，登下校時にはポケットの中に入れる。
 - 1年生：登下校時の事故対応等を考え，胸章を付けたまま。
- (3) 体操服，作業着，白衣，水着には布名札を付ける。
 - ・体操着の上は左胸に，下は右後ろに付ける。
 - ・作業着と白衣は，左胸に付ける。
 - ・男子の水着は右前に，女子の水着は左胸に付ける。
- (4) 靴には油性ペン等で記名する。
 - * 前部分とかかとの部分の2か所とする。
- (5) その他，持ち物には必ず記名する。

3 学校で使用する筆記用具について

- (1) 学校では筆記用具として，鉛筆，赤青鉛筆，書写用ペンを使用する。
 - *小学生のうちに，とめ，はね，はらいをしっかりと書けるようにするため，シャープペシルは使用しない。
 - *児童間の交換等によるトラブルが発生したり，学習の集中する妨げになったりすることがあるので，ボールペン，マーカー等を持ってこない。）

4 校外生活（ご家庭でもお子さんと確認し合ってください。）

*事故やけが，トラブルに巻き込まれる原因となります。約束を守りましょう。

- (1) 自転車の乗り方
 - ① 必ず安全点検をしてから乗ること。（ブレーキやライト等）
 - ② 二人乗り，わき見運転，二列運転，飛び出し等危険な運転は絶対にしない。
 - ③ 自転車に乗る範囲については，発達段階や安全を考慮しながら保護者の判断のもとに行う。
 - ④ 学校に来たときは，「藤棚の下」に置く。
 - *グラウンドには，乗り入れない。校地内で乗り回さない。
 - ⑤ 自転車用ヘルメットを着用する。（保護者の努力義務です。）
- (2) 歩行
 - ① 道路を横断するときは，左右確認をして安全を確かめてから渡る。
 - ② 通学路を通り，寄り道をしたり車道に降りたりしない。
- (3) 遊びや行い
 - ① エアガン等の危険な遊びはしない。
 - ② 金銭の貸し借りやカード類の売買をしない
 - ③ 万引きは，絶対にしない。（犯罪です。）
 - ④ 線路への置き石や電車への投石，警報機等のいたづらをしない。
 - ⑤ 投石をしない。
 - ⑥ 他の人の敷地に入らない。
 - ⑦ 子どもだけでゲームセンター，カラオケボックス等に行かない。
(午後6時過ぎは，茨城県条例により保護者と一緒でも不可)
 - ⑧ 午後5時（冬季は午後4時30分）には帰宅する。
- (4) 校地内飲食の禁止等
 - ① 放課後等，校地内での飲食は禁止。（特別な場合は除く）



5 その他

- (1) 冬季に認められている防寒着，マフラーは室内では脱ぐ。
- (2) 上着の着用は，寒暖に合わせて各自で判断する。
- (3) ○○式のような儀式的行事の時は標準服を着用する。
- (4) 忘れ物をした場合は，教師に報告する。登校後，忘れ物を取りに行かない。
- (5) 学習に必要なものを持ってこない。
- (6) 6月中旬から10月中旬までは，夏服着用期間とする。
(移行期間は，天候や体調に合わせて，着用するかどうかを各自判断する。)
- (7) 遊び方の約束
 - ① グラウンドを使う時の約束
 - ・ボールをけらない。 ・場所を占領しない。
 - ② アスファルトの場所を使う時の約束
 - ・車の近くで遊ばない。 ・ボール遊びや追いかけっこをしない。
 - ・B棟の後ろでは遊ばない。 ・花壇に入らない。